

寒河江市選挙管理委員会告示第42号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えたとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上となったときのくじを行う日時及び場所について、公職選挙法第62条第6項の規定により、次のとおり決定する。

令和7年7月15日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋 達也

1 日 時 令和7年7月17日 午後5時30分

2 場 所 寒河江市役所 401会議室
寒河江市中央一丁目9番45号